

マージン率等に係る情報提供

株式会社アンテック

(対象：令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)

)

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

記

(1) 令和8年6月1日付 派遣労働者数 3 人

(2) 令和7年度 派遣先事業所数(実数) 1 件

(3) 令和7年度 労働者派遣に関する料金の平均額 26,847円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))

(4) 令和7年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 23,193円
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))

(5) マージン率 計算式: ((3) - (4)) ÷ (3) 13.6%
(小数点第2以下を四捨五入)

(6) 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 TEL. 044-931-6505

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの 平均実施時間
新規採用者研修	未経験者の新規採用者	OFF-JT	外部	無償	有給	8時間
スキルアップ研修	採用後1年経過した希望者	OFF-JT	社内	無償	有給	8時間
スキルアップ研修	採用後2年経過した希望者	OFF-JT	社内	無償	有給	8時間
スキルアップ研修	採用後3年経過した希望者	OFF-JT	社内	無償	有給	8時間

(7) 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している (協定書の有効期限の終期 令和9年3月31日)

・協定労働者の範囲 (システム設計技術者、ネットワーク運用管理者に従事する従業員)

(8) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

マージン率13.6%には、会社運営費、福利厚生費・社会保険料等は賃金に含まれておりません。

福利厚生費は、社員への非金銭報酬となり、多くは諸手当・退職金積立として充当しています。